平成２７年（フ）第１０２２号
千葉県浦安市猫実２丁目６番18―102号　メゾンプランタン
債務者　樋口　利恵
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３２号
千葉県市原市八幡1479番地11　シエロ八幡宿106
債務者　野口　睦幸
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４１号
富山市綾田町１丁目４番17―101号　グリーンリーブス綾田Ａ棟
債務者　柴田　　哉
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９０号
石川県加賀市片山津町タ５番地１　昭和ハウス１号室、従前の住所石川県加賀市片山津温泉シ１番地１
債務者　中川　英子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５２９号
大阪府岸和田市南上町１丁目20番６号
債務者　河口　晴奈（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
大分県日田市大字石井1422番地２
債務者　大鶴　敏雄
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第４２号
大分県日田市大字渡里1471番地１　ｍａｙｗｉｎｄｙ06―302号
債務者　大石　潤子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第４４号
大分県日田市大字高瀬222番地８
債務者　宮崎　俊一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３５１号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17460番地４
債務者　小西　広和
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２５６号
さいたま市中央区鈴谷５丁目２番12号　ロイヤルスター103号、旧住所新潟県新潟市中央区神道寺南１丁目７番19号　プロスパ203
債務者　庭山　裕子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１４号
埼玉県川口市東川口４丁目23番16号　プリマヴェーラ303
債務者　伊藤　　純（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４０号
さいたま市南区内谷３丁目９番７号703
債務者　加藤　康子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５８号
さいたま市南区大字大谷口995番地19、旧住所さいたま市緑区太田窪１丁目21番20号　２Ｆ
債務者　中村　裕美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６６号
埼玉県朝霞市泉水３丁目６番73号　ハイムエスポワール301
債務者　志田　弘明
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７９号
埼玉県上尾市緑丘２丁目７番31号　ハイツあおば202
債務者　芝田　秀知（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３２号
埼玉県川口市元郷２丁目13番13号　ツチヤハイツ101号
債務者　岩崎　幸寛
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
埼玉県草加市谷塚上町170番地１　シャレー102号
債務者　熊原　正人
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係